

集中討議の開催結果について（報告）

1 開催概要

開催日 平成 24 年 11 月 27 日（火）～29 日（木）

会 場 中央合同庁舎 4 号館 2 階 220 会議室

2 対象分野とテーマ

（1）農林漁業分野

- 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
- 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化
- 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
- 国家貿易制度（麦）の見直し

（2）ライフ（医療・介護）分野

- 再生医療の推進
- 介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方

3 進行役

（1）農林漁業分野

大上二三雄 委員会構成員

（2）ライフ（医療・介護）分野

安念潤司 委員会構成員

4 出席者…………… 別紙

5 討議概要…………… 別添

以 上

集中討議「出席者」

【専門委員】

◎農林漁業分野

本間	正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
柴田	明夫	株式会社資源・食糧問題研究所代表

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）阿曾沼	元博	順天堂大学客員教授 澁志会がん医療グループ代表
土屋	了介	公益財団法人がん研究会理事

（介護）土屋	了介	公益財団法人がん研究会理事
藤井	賢一郎	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授
松山	幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹/ 経済学博士

【事業者（団体）】

◎農林漁業分野

古在	豊樹	NPO植物工場研究会理事長
竹内	勝	有限会社竹内園芸取締役
丸尾	達	千葉大学大学院園芸学研究科准教授

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）戸田	雄三	一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長
大和	雅之	東京女子医科大学先端生命医科学研究科教授
（介護）久野	義博	株式会社日本ヒューマンサポート代表取締役
廣江	研	社会福祉法人こうほうえん理事長

【規制省庁等】

◎農林漁業分野

農林水産省、経済産業省

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）厚生労働省、経済産業省

（介護）厚生労働省

※ 委員会構成員以外を記載、敬称略

集中討議 「討議概要」

<農林漁業分野>

- 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念
に違反している状況の解消…………… 1
- 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化
による資金供給の円滑化…………… 2
- 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準
の見直し…………… 3
- 国家貿易制度（麦）の見直し…………… 4

<ライフ（医療・介護）分野>

- 再生医療の推進…………… 5
- 介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方…………… 7

※ 本資料は、開催結果報告のため、規制・制度改革担当事務局でその概要を現時点で整理したもの（今後の議事概要の確認などにより修正の可能性あり）。

テーマ	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
主な質疑の内容	
<p>○調査対象農協数の中で、特例措置適用農協の数は分かるか。</p> <p>→現時点では、定款に特例措置を規定している農協の数は把握できていないが、全体の農協数の約半分にあたる 388 農協で調査したところ、そのうち 3 つの農協で特例措置を実施しており、当該 3 農協の正組合員 33,000 人余りのうち 116 人が特例正組合員であると把握。</p> <p>○この特例規定によって、土地持ち非農家が、農協組織の運営に関与できる議決権を持つ正組合員としてとどまっているのは、組織のあり方として違和感があると感じる。</p> <p>→この特例は、農地の円滑な集約のための障害を取り除くために設けられたものであり、農協等に対する監督指針を定めている中で、組合員の意向や動向などを踏まえて、特例の必要性を各農協で見てどうかということを検証するように規定している。</p> <p>○農協法には、「農民とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人」となっていて、農業者（農民または農業を営む法人）でない限りにおいては正組合員になれないという規定になっている。そうすると（農業センサスにおける農家の定義である）「経営耕地面積 10 アール以上か農産物の販売額が年間で 15 万円以上」は相当広い範囲だと思う。そこに入らない方が 154 万人も農協の正組合員でいるということそのものが、まず農協の在り方としてどうなのか。</p> <p>→農業経営の規模が小さい方も組合員にしている農協があるということと、経営はしていないけれども農作業に従事している方も正組合員になれるのが乖離の要因と考えられるが、どういった人を農協の正組合員にするかというのは、各農協が定款で定めている。</p> <p>○「実施状況」を見ると、組合のほうに全て投げているという気がしてしょうがない。必要性を検証するのは農林水産省であって、現場でのニーズはくみ上げる必要はあるが、特例をやめるかやめないかという話だから、判断が必要だと思う。</p> <p>→これまでで全体の農協数の約半分にあたる 388 農協については、実態を調査したところ。今後残る農協の適用実態なりもよくよく分析したうえで、私どもなりの考え方の整理をさせていただきたいと思っている。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省として、特例措置の適用状況について全体像を把握して分析、検証し、この政策の妥当性について今後確認をして検証する。 	
関連する閣議決定	
<p>規制・制度改革に係る対処方針(平成 22 年6月 18 日閣議決定)3. 農業分野⑦</p>	

テーマ	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化
主な質疑の内容	
<p>○農業信用保証保険では、中小企業信用保証と同じく政策金融である以上、バスケットとしての事故率ではなく個々の信用リスクに着目せざるを得ないと思うが、個々の信用リスクに着目して保証料率を設定してこなかったのはなぜか。</p> <p>→仕組みが出来た昭和36年の頃の農業経営の構造は、同質的な経営が大半だったと思う。その後、個々の事業者の成績を見た対応を求める声が増えてきた。やはり経営努力が報われていく仕組みにしていくのは、当然目指すべき方向だと思っている。【農林水産省】</p> <p>○問題は、頑張っている方を奨励するはずの仕組みであるべき農業金融が、もしかしたら問題がある方に対して極めて低い保険料を課していることによって、農業の効率化といった国の政策と違う方向に向いている可能性が高い仕組みとなっていることではないか。</p> <p>→様々な構造変化が起き経営内容にもいろいろな差が見られるようになったので、現時点ではやはり経営内容を反映した在り方を模索していかなければいけないという状況に置かれている。【農林水産省】</p> <p>○今後どのようなスケジュールで見直しが行われ、実際に個々のリスクに応じた保証料率が設定されていくのか。</p> <p>→今年度中に方向性を打ち出せるように検討を進めてまいりたい。【農林水産省】</p> <p>○(独)農林漁業信用基金のディスクロージャーが非常に悪い、是非改善してほしい。</p> <p>→どういったふう改善できるかというのを検討させていただきたい。【農林水産省】</p> <p>○実のある連携について、制度設計を統一していくこと等を、時期を区切って是非実行していただきたい。</p> <p>→農業信用基金協会と信用保証協会のカウンターパートを特定する形で連携しており、それを改めて徹底しながら顔の見える連携関係をつくってまいりたい。【農林水産省】</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告等の税務申告あるいは保証審査時の財務データも活用し、経営リスクを反映した保証料率の検討について、出来れば24年度中に一定の報告性に向けて結論を出す。(結論を出す工程については、後日、事務的に相談) ・農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の事例集について、年1回もしくは半年に1回という頻度で定期的な追加見直しをするとともに、実のある連携強化を図っていく。 	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野⑫	

テーマ	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
主な質疑の内容	
<p>＜全体を一体として農地としてみることについて＞</p> <p>○農業生産に資する要素として農地があるというのが基本であり、農地法があって、それに生産が縛られなければならないという発想を変えていこうというのが、この規制・制度改革の趣旨である。少なくとも大規模農地の中でトイレや小規模な施設を作ることについて、面積でまとまった規模があればそこを全部農地として認める方向は出てこないのか。</p> <p>→施設自体は転用許可をとれば設置できる。しかし、施設の用地で耕せる状態でなくなった土地を農地という概念に取り込むと、今までに転用したものについても農地としての規制の対象になるということで、現場は相当混乱すると思う。見た目が耕せない状態のものも農地と言うとすれば、その境界線は一体どこなのかという話も出てくるうえ、その部分は逆に規制が強化されることにもなる。</p> <p>○昭和50年3月18日の最高裁の判決で、「農地に該当するかどうかは、土地の現況、耕作の有無及び態様、周囲の状況から見た土地の社会的に相当な利用目的その他諸般の事情を総合的に勘案して決定すべき」とあり、裁量とは言わないが、時代に従った判断基準の中で運用できるという内容になっていると思う。</p> <p>→農業用施設という形で耕す状態でない形態にする場合も、周辺農地の営農等への影響がなければ設置を許可している。農地転用の運用については、社会通念に照らして矛盾がなく、かつまた一方で混乱を起こさない制度運用が大事である。どういったところに課題があるかということもいろいろなルートを通じて伺いながら対応したい。</p> <p>＜転用許可のいらない面積の2アールの拡大について＞</p> <p>○転用許可のいらない面積の2アールを拡大する考えはないか。</p> <p>→2アールについては、農機具等の保管場所等日常的に農業者が行うものについては許可の必要はないということで設定されているもの。規模拡大により圃場が分散すれば、圃場ごとに対応できる。大規模な施設については周辺農地の営農等への影響をチェックすることが必要。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<p>・生産を伸ばし儲かる農業を実現するためのルールの見直しについては、「境界線を引くことが非常に困難であり、現場に混乱を巻き起こすことは本意ではないので、その難しさを踏まえ継続的に検討している」との委員会側の理解。今回の規制・制度改革の項目について委員会の考えは、「必ずしもビニールハウスの土地のコンクリートについての整理だけでなく、農業の大規模化、様々な設備の進歩等現場の実態を踏まえて農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化を検討し結論を得る」だが、農林水産省は「規制仕分けの結果を踏まえて閣議決定の文章は成り立っている(ビニールハウス内の土地が対象)」との理解であり、双方の捉え方には上記ルールの見直しも含め相違がある。</p>	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野④	

テーマ	国家貿易制度(麦)の見直し
主な質疑の内容	
<p>○マークアップの決定はどのような算定方式・方法により決められているのか。 →現在のマークアップ水準はトン当たり1万 7000 円程度。平成 19 年の法改正時において存在していたマークアップ水準を引き継いでおり、明確な算定の方式はない。決定にあたっては、国内産麦を有効に流通させるための国境措置の代わりとしてのマークアップの役割や小麦粉加工品等の輸入動向等を、農水省において見て決めている。</p> <p>○年によっては、国内産麦振興費のために一般会計から支出が行われているが、それはなぜか。消費者負担を税に置き換えていて、分かりにくい仕組みとなっているのではないか。 →国産麦に対する助成金をマークアップで全部確保できればよいが、当初見通していた時より国産麦のための資金需要が多いという状況が常態化している。マークアップで約 800 億円確保しているが、それに約 400 億円を足さなければ今の国産麦の支援水準を保てない。国際約束上はマークアップを 45.2 円/kgまで上げられるが、マークアップを上げ過ぎると国内に流通する価格が上がってしまうので、上げられないという状況である。</p> <p>○仮に、常に、売渡価格に対して市場価格の方が高い状態が続いた場合には、国家の財政(特別会計)を使って価格を安定させるということになるが、市場価格が常に上がり続けることがないとは言い切れず、国家財政に対するリスクを軽減するには、市場に連動する部分(SBS方式)のウェイトを拡大することを考える時期ではないか。SBSを前提に、一般国家貿易自体を例外的な仕組みとすべきではないか。 →今のSBSのウェイトを毛頭変えるつもりがないとは言っていない。一般輸入とSBS方式の兼ね合いの話になる。今すぐ全部SBSにすると、外国の麦の値上がりをそのまま国民生活に賦課させることになるため、急にそのように舵を切ることにはできず、その兼ね合いをどうつけていくのかという問題をよく検討している。</p> <p>○SBS方式の船単位とコンテナ単位の輸入について最低輸入単位が設定されているのか。 →船単位は 1,000 トンで、これは効率的に運搬するため。コンテナ単位は平成 21 年に 100 トンから 17 トンに見直した。いずれも共同購入方式によれば実際には 1 トンから利用できる。</p> <p>○効率の良し悪しを決めるのは買う人であり、政府が、効率が悪いから最低輸入単位何トンという設定をする必要はないのではないか。最低輸入単位規制を外すと支障があるのか。 →1,000 トンはSBS方式を導入する際に実需者の方と意見交換をしている。今後SBS方式拡大の議論の中で、関係者と議論してみないと何とも言えない。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・SBS方式の導入拡大に向けて、一般輸入方式との兼ね合いの観点を含め、25 年度上期までに検討し、結論を得る。 ・SBS方式における最低輸入単位の撤廃についても、上記検討の中で、実需者等の関係者の意見を聞きながら検討する。 	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成 23 年 7 月 22 日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野③ 日本再生加速プログラム(平成 24 年 11 月 30 日閣議決定)農林漁業分野 65	

テーマ	再生医療の推進
主な質疑の内容	
<p><臨床研究の活性化></p> <p>○研究者が自らの細胞を使わざるを得ない現状をどう考えているか。</p> <p>→売買の規制は特段ない。提供には対価をとってはいけないこととしているが、無償でもらった後、売買することはよいことにしている（提供者から無償で提供されたヒト幹細胞等について、研究機関や医療機関の間で、提供することは禁止されていない）。提供が無償なのは、倫理的な問題で、生体材料の売買により研究者も提供者も利益を得るべきでないことを踏まえたもの。【厚生労働省】</p> <p>○細胞加工体制における医師等の「実質的な監督の下」との規定が明確でないことが推進する障害になっていないか。医工連携が可能になるような仕組みが必要ではないか。</p> <p>→具体的な定義はない。例として、細胞加工の作業について、医師が適時適切な指示を出せる体制が望ましいと考えている。当該事項について、現在検討を進めている。【厚生労働省】</p> <p>○外部委託の際の施設認定、技術者認定を含めて検討するべきではないか。細胞の円滑な入手、細胞加工等、再生医療を推進するための、まさに入口である臨床研究活性化の仕組みをできるだけ早く作っていただきたい。</p> <p><薬事法等の実用化段階の環境整備></p> <p>○再生医療を産業として伸ばしていくため、条件付き承認制度等、再生医療にあった審査制度を整備しないといけないのではないか。</p> <p>→現在、厚生科学審議会において検討している。【厚生労働省】</p> <p>○条件付き承認については、現在検討中とのことだが、早急に具体化すべきではないか。</p> <p>→再生医療製品について、迅速に審査をしていくために、安全性を見て、なるべく早い段階で承認を行い、市販後においてもしっかり安全性を確認していく。学会ともよく連携して取り組んでいきたい。【厚生労働省】</p> <p>○PMDAの専門性を高めていかないと新しい医療への対応ができない。再生医療を中心としたPMDAの在り方、今後の方向性をどう考えているか。再生医療については別組織にすることも含め検討するべきではないか。</p> <p>→PMDA審査体制の強化として、「再生医療製品等審査部」を設置し、20数名の審査員を配置。その他、科学委員会における専門家からの助言、現場との人材交流（審査員の派遣、技術者の受入れ）による審査技術の向上、審査ガイドラインの作成等を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○常勤が2名であるのは新しい制度設計をする上で少なすぎるのではないか。</p> <p>○製造施設に関する規制等を考えるにあたり、関係学会等の専門家の自律的な提言や当該学会等との協力が必要不可欠ではないか。</p> <p>→制度を作り、運用していく上で、関係学会との協力は非常に重要と認識。条件付き承認制度も再生医療学会から提案された内容を踏まえて検討している。【厚生労働省】</p> <p>○ジェイスは適用症例に対して、当初保険で認められた枚数が3分の1しかなかった。保険で認められる再生医療製品の数量に制限があるのはなぜか。</p> <p>→一般論で言えば、薬事承認上、有効・安全を認められた内容に応じて、保険適用を認めるのが原則（ジェイスの場合は、申請企業の保険適用希望書に記載されていた制限枚数を参考に、保険償還する枚数の設定を行った）。【厚生労働省】</p>	

○医薬品と医療機器(医療材料)が保険適用をされるケースで、同じ効能であったとしても、どちらのジャンルに入るかによって保険償還価格に差が生じることはあるか。例えば、今年度の薬価改定の画期性加算、有用性加算を比較すると、類似のあるものについて、医療機器は医薬品より20%ほど低くなっている。

→一般論では、同じ薬効・効能・効果なら値付けの原則は同じだが、画期性加算、有用性加算等まで突き詰めると差が生じる可能性はある(ただし、薬事承認上、医薬品と医療機器は、明確に定義が分かれており、同一の製品が医薬品として保険償還されるか、医療機器として保険償還されるかについて、選択が行われることは想定できない)。【厚生労働省】

○再生医療の画期性は従来の医薬品、医療機器と同じ評価ではなく、成長分野として育てていく観点から、事業として成り立つような評価の仕組みを作るべきではないか。

<その他>

○ジェイスの例が示すように、国民皆保険を維持していく上で、保険財政を守り、その上で再生医療等を産業として伸ばしていくことを考えると、混合診療の議論を真正面からしなければならぬ状況になってきているのではないか。

→現状の医療保険制度では、薬事承認上、有効性、安全性が認められたものは、原則的に保険償還が可及的速やかに認められており、この原則が維持できていないという現状ではない。

○再生医療の事故が起きた際の患者の救済の仕組み(例えば、条件付き承認によって低減する治験費用を活用した積み立て等)を検討する必要があるのではないか。

→再生医療の事故に備えた制度(医療事故のリスク把握のためのデータの蓄積、対策等)と、事故が起きた際の当該事故をカバーするための保険が必要ではないか。【経済産業省】

→医療事故が起きないように、審査段階での安全性確認とそれを担保するための審査機関の強化が重要。患者救済の仕組みについては、現在医薬品に関しては副作用の拠出金制度がある。ただし、事故や副作用の確率・形態について不明な部分が多いため、救済制度の仕組みについては様々な難しい問題があり、これから考えていかなければならないと思っている。【厚生労働省】

進行役によるとりまとめ内容

- ・細胞を売買できるルートも含めて、円滑に入手できる仕組みを構築すること。
 - ・医工連携として、細胞加工を医療機関以外への外部委託の可能性を示すこと。また、その際、無菌性をどの程度要求するかなど、施設や人員の要件を特定すること。
 - ・薬事法において条件付き承認制度をできるだけ早期に具体化すること。
 - ・PMDAの組織の在り方、特に専門家をどう配置するかという点を具体化に検討すること。
 - ・医療保険制度において、再生医療を保険収載する場合は、再生医療という新カテゴリーの新設について、保険財政への影響も考慮しつつ検討すること。
 - ・関係学会等との連携・協力のもと、専門家の提言を踏まえた具体的な仕組みを構築すること。
- 以上について、今年度末を目安に検討し、結論を得ることを委員会として強く要望する。

関連する閣議決定等

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)2. ライフイノベーション分野①②
「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)④⑩

テーマ	介護事業における事業主体(社会福祉法人)の在り方
主な質疑の内容	
<p><事業経営の透明性の確保></p> <p>○指導監査とは何をやっているのか、会計監査・業務監査の観点より回答頂きたい。また、会計監査はどういった者が見ているのか。</p> <p>→業務監査の観点では、ガバナンスの状況(意思決定がしっかり出来ているか)を見ている。会計監査の観点では具体的な財務諸表がきちんと揃っているか等を確認している。(会計監査は)県であれば県の職員が見ている(必ずしも専門家ではないが、その分野で比較的長く経験している者)。</p> <p>○指導監査では具体的にどういう項目を見ているのか。統一的な検査マニュアルみたいなものはあるのか。</p> <p>→通知(社会福祉法人指導監査要綱)に基づいて監査をしているところ、そこまで具体的には書かれていない。</p> <p>○どういところを見ていくかという事を全国の自治体に対してきちんと定着させていかないと、また、どの部分をチェックしているのかを厚生労働省でも把握しないといけない。</p> <p>○解散数と解散した法人の残余財産がどうなっているか把握しているか。</p> <p>→調べてみないとわからないが、基本的に厚労大臣所管のものは解散が無いと思う。都道府県所管の場合に残余財産がどう分配されたかについては調べていない。所轄庁である地方自治体がしっかり確認するという形になっている。</p> <p>○これだけ内部留保が問題になっている中で、適正に分配されているかどうか、そもそも残余財産があったのかどうかについて、厚労省がデータとしてしっかりお持ちになっておくべきことではないか。</p> <p>○すべての問題の根源はディスクロージャー。ここを改善して頂くことで、社会福祉法人そのものに対する信頼感がきっと高まっていくことになるのではないか。</p> <p>○健全な社会福祉法人を育てていく観点より、第三者による会計監査を義務付けるべきではないか。</p> <p>→費用の負担の問題があるので、すべて義務付けというのは難しい。</p> <p>○内部留保は何のために貯めているのか。その内部留保(の使い方)は誰かチェックしているのか</p> <p>→内部留保の金額については全国社会福祉施設経営協議会に調査を依頼しているところ。厚労省では把握していない。</p> <p>○業界団体であるところにサンプル調査をお願いするのではなく、とにかく全部集めるべき。</p> <p>○ためる一方で社会還元しないことが問題なわけだから、そのインセンティブはどうつくるのか。(→内部留保と社会還元との関連のルールをちゃんと明確にしていきたい旨の事業者コメント有)</p> <p><第三者評価制度(サービスの質の向上の問題)></p> <p>○全国ベースの第三者評価機関をきちんと作る必要がある。</p> <p>○体制整備として全国レベルで考えていこうとしていないのか。</p> <p>→評価を実施していない第三者評価機関については退出してもらおうルールを決めた。また評価基準の見直しをもう少しきめ細かく行うことを予定している。将来的には、ご指摘の通り全国的に一本に図っていくというのは非常に大切なことだろうと思っている。</p> <p>○第三者評価の在り方そのものを見直しつつ、どう(受審数を)広げるかという論点。</p> <p><イコールフットingの確保></p> <p>○サービスの中身とか質に関して言うと、プロフィットもノンプロフィットも関係ないものでないといけな</p>	

いし、現に介護付有料老人ホームでやっておられることは特別養護老人ホームとは違わない。サービスの質がいいので社会福祉法人は非課税ですと言った論理は成り立っていない。

○社会福祉法人自体の事業の継続性よりも、基本的には機能が維持されるということが非常に重要なのであって、利用されている方が極力そのまま機能を享受できるような形でルールを整備いただくことが非常に重要。

○社会福祉法人に対する優遇性を徐々に減らしていくことによってイコールフットィングにするという考え方はあるか。

→高齢者のついの住みかになるため、継続的、安定的に提供していく必要があるという観点より、ある程度の配慮が必要である。零細な施設も多い。

○データを見る限りでは民間の方が零細が多いという結果になっている。

○参入を仮に社会福祉法人に限定するとしても、補助金を入れずに設置することは可能か。

→可能である。

○社会福祉法人が建物を借り上げて、特別養護老人ホームを運営することが可能となるよう、通知の見直しを検討頂きたい。

進行役によるとりまとめ内容

<事業経営の透明性確保>

- ・社会福祉法人(厚労省所轄分に限らず全国分)の解散数を調査すること。
- ・すべての社会福祉法人の財務諸表を公開すること。
- ・外部監査については、即座にすべての社会福祉法人に(義務付ける)とは言わないまでも、少なくとも一定の規模の社会福祉法人については義務付けを行うこと。
- ・内部留保についてはまず実態把握が必要であるが、一定の水準を超えているのであれば社会還元するようなインセンティブを検討すること。

<第三者評価制度>

- ・全国一律・一様といえる(評価結果を示すことが可能な)第三者評価制度が必要であること。
- ・基本的にはすべての社会福祉法人が受審する仕組みとする必要があること。

<イコールフットィングの確保>

- ・株式会社等の民間事業者と社会福祉法人とのイコールフットィングの確保を進めるに当たっては、社会福祉法人に課せられた規制の見直しも併せて行うこと。

以上について検討し、検討結果をできるだけ早く回答頂くことを委員会として要望する。